教育委員会臨時会会議録

教育委員会臨時会会議録

平成31年3月22日午後4時00分教育長神原聡が教育委員会臨時会を茅ヶ崎市役所分庁舎 5階C会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 神原 聡 委 員 赤坂雅裕 委 員 城田禎行 委 員 豊嶋常和 委 員 伊藤甲之介

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育推進部長兼教育総務部長 中山早恵子 教育指導担当部長 吉野利彦 教育総務課長 小菅信二 学務課長 小池吉徳 教育政策課長 坂田 哲 社会教育課長 石井 亨 鶴嶺公民館担当課長兼館長 三浦悦子 松林公民館担当課長兼館長 森井 武 南湖公民館担当課長兼館長 佐藤 勇 青少年課長 岡本隆司 図書館長 湯澤さいみ 学校教育指導課主幹 木村 千裕

教育施設課長 大谷 篤 教職員担当課長 阿部知宏 学校教育指導課長 青柳和富 小和田公民館担当課長兼館長 山田佳世恵 香川公民館担当課長兼館長 関 健次 体験学習施設準備担当課長 仲手川 武 教育センター所長 髙橋 励

3 会議の大要は、次のとおり。

午後4時00分開会

○神原教育長 それでは、ただいまから3月臨時会を開催いたします。

日程第1 教委議案第17号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部 を改正する規則についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いします。

暫時休憩します。

午後4時01分休憩

午後4時03分再開

○神原教育長 会議を再開します。

日程第2 教委議案第18号茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会規則の一部を改正する規則に

ついてを議題といたします。

それでは、担当事務局、お願いいたします。

○学校教育指導課主幹 日程第2 教委議案第18号茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会規則の 一部を改正する規則について、学校教育指導課主幹よりご説明申し上げます。議案書の7 ページから10ページをごらんください。

本調査会委員の委嘱につきましては3月の定例会でお諮りしたところですが、本日は、 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査組織に係る規則改正についてご提案申し 上げます。

本調査会で扱う案件のメンバーは2種類あり、1つは通常のいじめの防止等による調査審議を行うための定例会議、もう1つは、重大事態の調査審議を行う臨時会委員となります。第2期委員までは、定例会のメンバーがそのまま臨時会のメンバーとして会議に参加してまいりましたが、第3期からは、重大事態に係る調査審議についてはより高い専門性を有するメンバーで行うという観点から、学識経験者を有する者を中心とした臨時会である調査専門部会を設置し、調査に当たる形にすることといたしました。

具体的には、臨時会である調査専門部会の委員は、教育、医師、弁護士、心理、福祉の 学識経験者及び関係行政機関職員の6名となり、定例会委員のPTA連絡協議会の代表と 小・中学校長会の代表は除いた形となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

この一番の特色は、小学校、中学校の校長会代表、それからPTAの代表が入らないということですよね。

- ○学校教育指導課主幹 そういうことです。
- ○神原教育長 よろしいでしょうか。
- ○伊藤委員 そういうことも含めて、もう少しその辺の経過というか、入らなくしたほうがいいだろうということになったのが、臨時会が調査専門部会になったわけですよね。そうすると、臨時会はなくなったということですか。
- ○学校教育指導課主幹 臨時会自体がなくなったわけではございません。臨時会をこれからはこの部会が請け負うという形になります。臨時会で行う委員さんは、この部会のメンバーということになります。

- ○神原教育長 委員会の本体には、今言った全ての人が入っているんですね。それで、特別な事態が起きて調査をするということになったときには、PTAの代表、小・中の代表の委員はそこに加わらないと、そのほかを専門部会という形で調査をお願いするということですよね。
- ○学校教育指導課主幹 はい。
- ○伊藤委員 ああ、なるほど。要するに、臨時会と呼ぶものはもうなくなるという。
- ○学校教育指導課主幹 重大事態が起きた場合には臨時会を行うんですけれども、その臨時会で調査をする方々がこの調査専門部会。
- ○神原教育長 それは逆に言うと、臨時会という名前で呼ばないのではなく、専門部会と いう形でやるというわけですよね。
- ○学校教育指導課主幹 専門部会で調査を行うということです。
- ○伊藤委員 そういうことですよね、わかりました。ありがとうございました。
- ○神原教育長 特にご意見等がなければ、日程第2 教委議案第18号茅ヶ崎市いじめ防止 対策調査会規則の一部を改正する規則については原案のとおり定めることでいかがでしょ うか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、原案のとおり決します。

続いて、日程第1に行きます。教委議案第17号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営 に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

担当事務局、説明をお願いします。

○学校教育指導課課長補佐 平成26年度に、インクルーシブ教育に係る中高連携型の一貫教育ということで、県内で3校設置されることになりました。その1つに茅ケ崎高校が茅ヶ崎の地区の中学校と茅ケ崎高校と連携しながら教育課程を行うということで、連携型の募集の実施を行うことになったんですが、あくまでもそれは今後広めていくための事前の段階ということで、このたび平成32年度より県内で枠をふやしまして、県内3校だったんですけれども、それを拡充し、全県で特別募集ということで、連携募集という形ではなく特別募集という名前を変えて新たな形に併設されるため、今回の連携型募集というシステムそのもの自体を見直し、なくすということで、今現在、茅ケ崎高校には連携型募集で入る生徒はいるんですけれども、今の中学校、今度3年生になる生徒さんが最後になるということで、システム自体がなくなるという関係でその文言がなくなると、以前のものに

戻るといったことの改正になります。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。
○伊藤委員 この場で聞かれても困るだろうなというふうに思うんですけれども、もしご存じでしたら、特別募集という形になるということで、今までは連携型ということだったんですね。連携型であるからこそ、茅ヶ崎市内の連携校である中学校から茅ケ崎高校に入っていけたと思うんですね。それがなくなってしまって今度特別募集にしたときには、考え方そのものが全く変わってきてしまうと思うんです。連携校だから、今までも茅ケ崎高校と中学校との間でお子さんがお勉強を行き来していたんですよ。だからこそ入れるよというような考え方だと私は思っていたんだけれども、それがなくなってしまったら、中学校から高校に、早い話が障害のあるお子さんがある程度の枠の範囲で入れるという話がなくなってしまうと思うんですね。全く新しい話になってしまうと思うんですけれども、その辺はどういうことか、ご存じの範囲でと思うんですけれども。

○学校教育指導課課長補佐 連携の仕方についてはまだはっきりは決まってはいないようなんですけれども、今年度と同様な形の連携の仕方というのは、非常に枠がふえる関係でなかなか難しいだろうというふうには考えられているようです。ただ、当然連携はしながら進めていくということで、一応取り決めとしましては、自宅から高校まで1時間以内で通える学校ということになりまして、今までは茅ケ崎高校だけだったんですけれども、あと新たに湘南地区では湘南台高校にも併設される関係で、入る枠が、今までは茅ヶ崎の子たちは茅ケ崎高校だけということだったんですけれども、湘南台高校と2つの中で選択することができるということになりますので、その中で保護者等も学校に見学に行っていただきながら、あとは学校と連携をとって指導につなげていくというふうに聞いております。

○神原教育長 多分中学側のことというより、高校側のほうに、連携と特別枠だと考え方が違うんだろうと思うんですね。連携というのは、中学校のインクルーシブ教育を、関係を断たれることなく、教育課程とか考え方とかを共有しながら高校へずっと導いていくというのが連携型だったはずなんです。だからお互いに先生同士が行き来したり、研究会をやったり、講演会に参加したりしていると思うんだけれども、そういうようなものが、いわゆる入試の枠の1つというような形になっていくと、中・高との緊密なインクルーシブの関係というのが少し薄まるのではないかなという、ちょっとそんな懸念はね。やってみなければわからないところがあるんだけれども、そういうような話題というのは県教委と

のいろんなやりとりの中にはあるんですか、特にはないですか。

○学校教育指導課課長補佐 連携のとり方は、今は本当に何度も何度も会議も持ちながら やられているので。ただ、連携をしながらやっていくという意思はあるんですが、それを 全ての学校とどれぐらいできるものかというのは今調整中というか、どの程度行っていく かというのは検討しているというふうに聞いております。

○伊藤委員 だから、さっきから、ここで言う話ではないと話していて申しわけないですけれども、今までだと、子供を守るというか、インクルーシブ教育は、茅ケ崎高校に行った子たちもちゃんと勉強できるようにするんですよ。そのために太いパイプをつくり、綿密に連携しながらやっていくんですよということで入れたんだけれども、今後は特別募集とかだと、それがどうなるのかというのがよく見えてこないところがあってちょっと心配はしているところなんです。茅ヶ崎の中学校にいるお子さんたちがそういうことなしにぽんと行ったときに、どういう授業がどういうふうに行われてというのが見えてこないなという気はしているんです。でもそれは、私ども茅ヶ崎市自身の教育委員会でどうこうということではないところもあるでしょうから難しい問題はあるだろうなと思いますけれども、そんな感じがしているところです。

- ○神原教育長 いずれにしても、スタートは今度入学する高校1年生から、つまり、現在 の3年生から。
- ○学校教育指導課課長補佐 次年度の中学3年生が次の年に。32年度スタート。
- ○神原教育長 ということは、今度31年度の4月に3年になる子から特別枠という形になるわけ。そうすると、制度の周知とか、それから意味合いとかを改めて希望者には伝えていかないと混乱するかもしれないですね。そこはよろしくお願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 1 教委議案第17号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり定めることでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、原案のとおり決します。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は、その性質上、非公開といたしたい と思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 異議なしと認め、非公開会といたします。

また、これ以降の議題は人事に関する案件ですので、関係部課長だけの出席で行いたい と思います。関係部課長を除きご退席ください。

〔関係部課長を除き退席〕

午後4時18分閉会